

令和7年度 第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）会議録

日 時： 令和7年9月17日（水） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 3名

会議次第

○審議事項

第12号議案 豊能町小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件

○承認事項

第4号承認 専決処分の報告の件

第5号承認 専決処分の報告の件

○各課・室からの報告

【教育長】

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は5名でございます。過半数に達していますので、令和7年度第6回豊能町教育委員会会議9月定例会を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理にお願いします。それでは議題に入ります。本日は審議事項が1件、承認事項が2件ございます。初めに第12号議案「豊能町立小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【教育総務課長】

よろしくお願ひいたします。第12号議案「豊能町立小・中学校通学区域に関する規則全部改正の件」につきまして、説明させていただきます。

改正の理由でございますが、令和8年4月に東西地区に義務教育学校を開校し、それぞれの通学区域を指定する必要があることから、豊能町立小・中学校通学区域に関する規則の全部を改正するものでございます。

改正の概要を説明する前に、今回の改正に至った経緯につきましてご説明をさせていただきます。委員の皆様もご承知の通り、令和8年4月に義務教育学校が東西2校、開校いたします。学校教育法施行令におきまして、市町村が設置する学校数が2校以上ある場合は、就学する学校を指定しなければならないと規定されていることから、令和7年4月17日付で、教育委員会から豊能町立小・中学校通学区域審議会に両校の通学区域について諮問し、同年の5月29日付で答申をいただいたところです。

答申の内容は、東西地区のそれぞれの学校に対して、東西それぞれの地域を通学区域として学校を指定するものであります。答申の理由としまして、豊能町は元々2つの村が合併して1つの村になったという経緯から、東西両地区に大きく分かれており、今回の再編においても東地区にとよの東学園、西地区にとよの西学園と、東西それぞれの地区に義務教育学校を整備するものです。

東地区では、東能勢中学校の場所にとよの東学園を設置する予定であり、現在東地区に在住する児童生徒は、東能勢中学校及び隣接する東能勢小学校に通学していることから、東地区的児童生徒がとよの東学園に通学することについては、児童生徒や保護者の不安も少ないと考えられる。

西地区では、旧吉川中学校の場所にとよの西学園を設置する予定であり、中学校については現在、西地区の生徒は吉川中学校に通学をしており、とよの西学園に通学することで大きく環境が変わることはない。

小学校については、吉川小学校、光風台小学校、東ときわ台小学校の3つの小学校を1つに統合するため、児童生徒や保護者の中には不安を感じる方もいらっしゃると考えられる。しかし、西地区においては通学ルートが変更となることから、地域の方々が議論し、安心安全を大原則として通学できるよう、信号機や横断歩道の設置など、関係機関に働きかけを行うとともに、危険箇所などのリストアップなど見守り体制を立ち上げているところである。

また、東西両地区ともに、地域の方々を中心に毎日のように登校見守りを実施し、地域全体で児童生徒を見守る取組みを行っている。児童生徒が統合により通学できること、それを地域の方が見守りながら通学ができることが通学区域を定めるにあたっての基本であると考えられる。

地理的にも西地区の地域の中でとよの東学園への通学の方が近い、あるいは逆に東地区の中でとよの西学園への通学の方が近いという地域はないことから、とよの東学園の通学区域は東地区、木代、余野、川尻、切畑、野間口、牧、寺田、高山、希望ヶ丘に、とよの西学園の通学区域は西地区、吉川、ときわ台、光風台、東ときわ台、新光風台とするものでございました。

審議会の委員の皆様のご意見として、東地区に居住しているのに西学園が近いとか、逆に西に居住していて東学園が近いという事例はあるのか。地域の方が見守りながら歩いて通うことが基本であるので従前のままでよい。西地区の通学ルート安全対策について、地域の中で議論していただいている状況のご説明。バスによる通学はあるのか。という意見が出ておりました。

続いて、5月に開催しました2回目の会議では、前回の会議の議論を踏まえ、地域の子どもを地域で見守るという考え方から、東地区は東学園、西地区は西学園という答申案を事務局からお

示しし、答申案に基づいて議論が進められました。委員の方からは、西地区に居住している方でふたば園に通っていらっしゃる方もいるなど、東西の交流が図られていることから、自由化を検討しないのか。

例えは、ただし書きで保護者が希望すれば、通学する学校を変更できると記載ができるのか。特段の理由がなくても、保護者が希望すれば希望通りの学校に行けるという自由度が欲しい。多人数での部活動をしたい場合や、少人数で学年の中で肌が合わないため私立の学校に通っている子どもさんもいる。そのような場合に、西地区の学校に通えないのかというようなご意見を頂戴しました。

なお、教育委員の皆様には、本日お手元に、2回開催しております通学区域審議会の議事録を念のため添付しておりますので確認をお願いいたします。審議会では忌憚のないご意見をいただきながら慎重審議をしていただき、結論としましては、先ほど申し上げました通り、東西地区のそれぞれの学校に対しまして、東西それぞれの地域を通学区域とする答申を出されました。

会議の中では、今後開催する義務教育学校開校に向けた保護者説明会の中で、審議会で議論した内容・ご意見を説明した上でご意見を頂戴し、最終的には教育委員会会議で決定するということを確認いたしました。

先日、東地区は7月26日及び29日、西地区につきましては8月1日及び2日に、それぞれの地域を対象としました義務教育学校開校に向けた保護者説明会を開催させていただきました。説明会の中では、東地区は少人数となることから、今後のクラブ活動のあり方に関する質問がございました。

現在、国が進めております部活動の地域展開・地域移行を本町として進めていく中で、具体的な開始時期というものはまだ決まっていないものの、民間の活用や地域との協力により、何らかの形で部活動ができる方法を検討していくことを説明し、ご理解をいただいているところでございます。

部活動に関連して、通学区域を自由化し選択制として欲しいなどのご意見は特に出ませんでした。その他、特にこちらから説明しました通学区域に関する説明に対しての質問はございませんでした。

これらの経緯を踏まえまして、今回の教育委員会会議で通学区域を新たに指定する必要があることから、今回議案を提出するという流れになりました。それでは、改正規則の概要をご説明いたします。

令和8年4月から、今までの小・中学校から義務教育学校に変更となることから、規則の名称を豊能町立小・中学校通学区域に関する規則から、豊能町立義務教育学校通学区域に関する規則に全部改正しております。改正前の豊能町立小・中学校を豊能町立義務教育学校に改めるものです。

また改正前の別表をお配りしておりますが、そちらでは学校名にはそれぞれ小学校及び中学校を規定し、通学区域につきましても小学校について、東能勢小学校は余野、川尻、木代、切畑、牧、寺田、野間口、高山、希望ヶ丘。吉川小学校は保の谷を除く吉川、ときわ台。光風台小学校は吉川の保の谷、光風台、新光風台。東ときわ台小学校は東ときわ台と規定をしておりました。中学校につきまして、東能勢中学校は東能勢小学校と同様に、余野から希望ヶ丘まで、吉川中学校は、吉川地区から新光風台地区までと規定しておりました。

今回、令和8年4月に義務教育学校が開校することから、改正後の義務教育学校の学校名は、それぞれとよの東学園・とよの西学園と規定し、通学区域につきましては、とよの東学園は余野から希望ヶ丘までの東地区、とよの西学園は吉川地区から新光風台地区の西地区として規定をするものでございます。

附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものでございますが、就学事務につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明の方は以上でございます。

【こども未来部長】

私からは、議会から提出された学校選択制導入の提言書、これにつきまして、豊能町議会において、その審議に係るこれまでの経緯について改めてご説明をします。

本町における小・中学校の再編につきましては、平成31年3月に、当時の塩川新町長が就任されたことに伴いまして、これまで進められておりました西地区に小中一貫校を整備するいわ

ゆる 1 小 1 中という方向から、東西それぞれに小中一貫校を設ける、いわゆる 2 小 2 中を整備するという方向に変更となり、その後、豊能町議会の令和 2 年 3 月の定例会議に東西の小中一貫校の設計に係る予算を含む当初予算が提案されました。

ところが、その段階では議会により、設計に係る予算を削除した修正案が、以下の提案理由によりまして提案をされました。その提案理由といたしまして、まず、教育委員は子ども第 1 に考え、1 小 1 中案にしたが、町長はまちづくりを第 1 に考え 2 小 2 中案とした。もう少し時間をかけて話し合うべきである。

次に、東地区の人で西地区に通いたいという保護者の願いに答えていない。3 番目に、将来の少子化のことを考えても、2 小 2 中は再考すべき。4 番目に、財政面において子どもたちに将来の負担を強いると危惧すると、最終的にこの設計にかかる予算の部分を削除した修正案、こちらが賛成多数により可決となりましたので、令和 2 年度の当初予算においては、この小中一貫校の整備にかかる設計の事業に係る予算については成立しませんでした。

これが提言書の上から 6 行目、議会は否決したというところまでの経緯でございます。その後、豊能町議会の令和 2 年 10 月会議、こちらにおきまして、当時の教育委員会から、東西の小中一貫校の設計に係る予算を再度提案し、採決の際、各議員で討論をされるのですが、その中の賛成討論の中で、東地区の方がクラス替えのできる西地区の小中一貫校へ子どもを通わせたい。その保護者の意見に対するアクションには積極性を感じないものの、小中一貫教育の進行のこれ以上の遅れは子どもたちにとっても避けなくてはならないとの思いから、西地区への通学に道を開く積極的な議論をすることを条件に、条件つき賛成をするという議員の方がいらっしゃいました。

それともう一名の方は、2 小 2 中に付随する施策として、一つに当時の令和 2 年度中、子どもを持つ家庭の大胆な増加策を示すこと。あと一つは豊能町全体を一つの校区として、東西どちらの学校でもいけるような施策をしていただくということを条件として賛成するという当時の議員の方がいらっしゃった。

このお二方は、賛成討論で議案には賛成をしていただきましたが、これらのことと条件として賛成をしていただいたというところで、最終的にこの 2 名の賛成をいたしました方も含めて賛成多数によりこの議案は可決されましたが、この 2 名の賛成票がなければ設計の予算は成立しなかったという状況でございます。

これがこの提言書の中の真ん中辺に通学区域を固定せず、どちらの学校でも選択できる制度を条件に賛成した議員が 2 名いたというところでございます。

その次に、令和 2 年 12 月の定例会の一般質問で、議員から八王子市で実施されている学校選択制が紹介された。これに対し、当時の教育長は通学区域審議会で議論していくと答弁したが、その後、審議会や教育委員会で議論が行われた経緯・形跡は確認できない。これについては、事務局の方から、今私が申し上げたような形で予算が認められたという部分について事務、委員の皆様にご説明ができていなかったというところでございます。

これまでの、この学校選択制導入についての提言書、これまでの経緯についての説明は以上でございます。

【教育長】

事務局からの説明が終わりました。実際に令和 2 年 12 月議会で議員から一般質問があった中で、その後検討されてきたのかというと、教育委員会がされてこなかつたということでございます。

今回、私も学校選択制は課題があると思っておりましたので、7 月の教育委員会会議の中では、皆さんのご意見を頂戴したところです。その中では、簡単に要約しますと、まず 2 校が私立ではなく公立であり、学習指導要領に則った教育をするのだから、その学習内容に大きな違いはない。選択できても違いはない学校であるというのが 1 つです。

もう 1 つが地域との関係性というところで、地域の関係が希薄になる。それが 1 つの理由で、また、緊急時の対応、地震であるとか何か災害が起こったときに子どもが徒歩で帰れない。そういう離れた地域にあるということを考えると難しい問題であると。やはり子どもたちは校区、地域でしっかりと学んで育つことが大事であるというようなご意見をいただいたところでございます。

今回、令和2年10月の討論でのご意見について、教育委員会として議論されていないのではないかというご指摘を受けまして、今、再度議論をお願いしたいというところで、教育委員会会議を開いているところでございます。

議員の皆さんというのは、地域住民のご意見を代表し、より暮らしやすい地域を実現することを責務としていらっしゃいます。議会からの提言書は、今回はすべての議員がその内容に賛成し、議会の意思としてまとめられたもので、我々としても重く受けとめる必要があると考えております。

その上で、私たち教育委員会は教育に関する事務を管理する執行機関として、これらのご意見を踏まえて議論する必要があると考え、今申し上げましたように再度ご議論いただければというところが、今回の議案に対する前段でございます。

まずお願いしたいのは、議会からの提言書の最後には、令和8年4月から義務教育学校が開校する。東地区は小規模、西地区は中規模校であり、それぞれ特徴のある学校となる。これらを自由に選択できる学校選択制を導入することは、子どもたちにとって大きな意義があると記されております。この辺をしっかりと教育委員会として理解をした上で議論していかなければならぬのかと思っております。

まず私から、東地区は小規模校、西地区は中規模校であり、それぞれ特徴のある学校というのは、やはり子どもの集団の大きさであろうかと思っております。それからこれらを自由に選択できる学校選択制を導入することは、子どもたちにとって大きな意義がある。大きな集団、小さな集団、それに合った集団の中で、子どもが選択をして学ぶことができるということに意義があるかと思っています。

そこで、皆さんに提言書を読んでいただいて、感想をお聞かせ願えたらと思っております。少し雑駁な説明で申しわけありませんが、よろしくお願いします。

【委員】

学校選択制ということで東京都八王子市が例に挙がっていますが、他のところではどうでしょうか。

【こども未来部長】

7月の教育委員会会議でもご説明いたしましたが、学校選択制というのは、それぞれの各市町村、例えば東京の品川区であるとか、大阪市内は区ごとに学校選択制というものを導入しております。

学校選択制は自由に市内・区域内から選べるところもあれば、最近の潮流としては隣接した校区から選べるところが多いです。主な理由として、市街地では隣接しているところに学校がたくさんあり、そこに住んでいる人は自身の校区の学校よりも実は、隣接区域の学校の方が近いと。そういう事例が多々見受けられるので、隣接した校区で近い方を選べるという事例が多いです。

ただ、東京都八王子市につきましては、隣接というところについてはそうなのですが、八王子市というところが私たちから見るとすごく市街地のイメージがありますが、全体では70校くらい小・中学校があり、その中の10校か15校くらいは東能勢小中学校の規模くらいの小規模の、全体で100人に満たない学校があります。

八王子市の中でも保護者の方の不安があって、中には、校区は小規模校だけれども、大規模校に通いたいという方や、逆に大規模校だが小規模校を希望したい方は小規模校を選んで通うことができるという選択制をとっておられます。

八王子市の詳しい状況につきましては、色々な質問を八王子市に投げかけておりまして、今までに間に合えばと思ったのですが、後日改めて報告をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

【委員】

八王子の件で少し申し上げたいと思います。実は、八王子市立の浅川小学校という小さな学校のコミュニティスクールに関わっていました。

ここは農村地域でキャベツ畑がたくさんあり、モンシロチョウがそこで自生していて、その地域しかできない学びとして、地域のしかも蝶々に大変詳しい方がゲストティーチャーで授業をしていたのを実際に私は見ました。これがまさにその地域に住んでいる子どもたちに対して、その地域の方がゲストティーチャーになり、学んでいるという点で非常に素晴らしい学びだったと思います。

他にも、たまたま地域の中にNHKのテレビ体操をやっている女性が保護者の方がいて、運動会の時にその方が先生に代わって準備体操をしていただき、先生にはできないようなことができた等、コミュニティスクールの良さを生かしていました。

もし機会があれば、もう少し情報をいただいたら、誰かが視察に行ったりする方がいいのではないかなど思います。タクシーの運転手が言うには、夜間の料金でいうと端から端まで行くのに1万円くらいかかるという大きなところもありますので、そういうところと豊能町とで、中々同じようにはいかないと思いますけれども、一言だけコメントさせていただきました。

【教育長】

浅川小学校は学校選択制をしているのですか。

【委員】

いや、むしろ小規模のままでしっかりと個性を出していこうという形で地域が頑張って、様々な特色ある活動を随分前からやっていた学校です。距離的に他の学校には行きにくい場所で、我々と似ていて山間部に近いところだったと思います。

駅にもそこまで遠くはなかったですけれども、他の浅川東小学校だったか、大分前になりますが、コミュニティスクールが東京でも早く取り上げられています。地域とともに学校づくりをしていくというところで、そういうことは私が関わった当時の八王子はかなり力を入れて、私もお手伝いをした次第です。

【教育長】

ということは、八王子市が一概にすべてがそうではない。学校選択制をしている校区もあればそうではない校区もある。その辺は今、質問を投げかけてもらっていますが、地域の事情があるのかもしれません。

【こども未来部長】

そこについても現在問い合わせ中ですので、改めて御示ししたいと思います。

【教育長】

八王子という町の規模から参考になるかはわかりませんが、参考として意見をいただけたら検討材料になるかと思います。他はいかがでしょうか。

【委員】

教育委員をさせていただいたのが、1小1中にするのか2小2中にするのかという議論がされているときに、東の方からということで、教育委員をさせていただきましたが、その当時は、東地区から学校がなくなるのは寂しいという思いで教育委員をさせていただき、そういう意見をお伝えさせていただきました。

この教育委員会の中で勉強させていただき、考えていく中で、やはり少人数になってくるとできることにも制限があり、先ほどおっしゃっていた、教育委員会としては子どものことを一番に考えてとおっしゃっていたことがあり、なるほどと思いました。

子どもたちは、学校で昼間は西地区に行き、帰ってきて地域で温かく繋がっていければいいという考えのもと1小1中にと考えていたのですが、結果、今2小2中になっています。

西地区の学校にクラス替えが可能な学校に通わせたいという保護者の声を踏まえという言葉

がありますが、東地区の保護者の中で、東地区に学校を残してもらいたいという保護者が半数以上いらっしゃるというアンケートを取られた団体があり、それを見せていただき、なるほど、中々たくさんの方が学校を残してほしいと思っていらっしゃるのだなということを実感しました。それと今の大きな違いは、やはりこの2小2中の中で、通学区域を自由に選べると、地域に帰ってきたときに自分だけ地域と違うというような状況になるということが、私は大きく違うなと思いました。

やはり私の中で大切にしたいことは、子どもの時に近所の子たちと繋がっていて、そこで温かい心に触れ、自分の中のふるさとというのを温かく思い出せるような、そういう子ども時代を過ごしてもらいたいということがありますので、今は、地域の子は地域で育って欲しいなと思っています。

豊能町は学校が2つしかなくなり、どちらかということになりますし、そのどちらかも歩いて行ける範囲ではなくかなり環境も違います。なので、こっちの区域と決まっているけれど、こっちの方が近いというのは当てはまらないかと思いますし、実際、大人がたくさん的人数の中で子どもに学ばせたいと思っていらっしゃるかもしれません、子どもが果たしてどこまでそれを思っているかなと、少し私は疑問に思います。

今、東地区で5,6年生が中学校校舎に来て、東地区的先生方も頑張ってくださり、学校の様子を見ている限り、子どもたちも地域の方も頑張ってくださり、少人数の中での生活を子どもたちがとても楽しんでいるように思いますので、ぜひ地域に温かい思い出を持ってもらうように、地域の子は地域で過ごして欲しいなと考えています。

【教育長】

他いかがでしょうか。

【委員】

私は東地区も西地区も両方勤務した経験がありますので、小規模校と、その当時吉川中学校は大規模校でしたが、小規模校と大規模校の良さと課題のどちらもわかっているつもりであります。その当時の保護者の方のご意見を聞いたこともありますし、1小1中の議論があった中で、保護者の方が学校を選べるようにして欲しいという気持ちはすごくよくわかります。

ただ、先ほど教育長が挙げられていた3つの理由の中で、地域との関係の希薄化について私はとても懸念します。学校というのは地域のコミュニティの一番中心になるもので、そこで色々な夏祭りや秋祭りみたいなものや運動会とか、学校だけのためにあるのではなくて、地域のコミュニティの1つの核としてあるものだと思います。

私自身が校長をさせていただいた経験もありますが、その中ですごく思っていたのは、学校というのは本当にただの箱だなど。最初から学校というものがあり、教員が作ってきたものでも何でもなく、子どもがいて先生がいて、地域の保護者の方がいて、その人たちとみんなで一緒に作っていかないと学校という文化もできません。

よく、新しい学校の特色ある学校文化みたいな話が出てきますけれど、その学校文化というものは作っていくものであり、最初からあるものではないので、地域の人が自由にあっちでもこっちでも行ってもいいということで、地域の子を地域で育てるという学校文化が醸成されるのだろうかという不安があります。

光風台小学校に行ったときも、本当に保護者の方にも色々な方がいて、東地区とは違う感じのゲストティーチャーをたくさん呼ぶことができましたし、青少年育成協議会や自治会、それから学校見守り隊、議員さんが来てくださいり、本当に色々な方が学校をサポートして、地域で作っていくものでした。

いきなり最初から完全自由な学校選択制にすることによって、それぞれの学校で文化がきちんと醸成されるのか、そういう不安が少しあります。これまで区域外通学という形で、特別な事情があれば認められていますし、今まで通りの通学区域の選定の仕方でいいのではないかと私自身は考えていました。

ただ一方で、親御さんの不安とか希望みたいなものも、これを機にというのがあることも非常にわかりますので難しいところです。

【委員】

来年から義務教育学校開校で、それだけでも子どもたちにとって環境が変わりストレスだと思います。もしその中で学校の先生が子どもをサポートしていかないとダメだという場面になったときに、果たして学校と住居が離れていてきちんとサポートができるのかと思います。

開校間際の混乱もあると思いますので、4月にどっちでもいいよというのは現場の先生からすると、何か生徒に問題があったときに精神的なフォローも含めてきちんとやりにくいのではないかと思います。4月からというのは、私は少し早過ぎではないかと思いました。以上です。

【委員】

まず、議員の皆さんのが提言書という形で色々と議論の上、まとめていただいた。これに対して私は非常に重く受けとめることが大事だと思います。間違いなく町民の皆さんの意見を代表して、選ばれた議員の皆さんたちの意見ですので、それは改めて私たち教育委員会でも重く受けとめた方がいいと思います。

ただ先ほどからの説明や話を聞いていると、私は若干欠けているというと失礼ですが、少しあまり重視されていない論点が2つあると思います。

1つ目は、小学校で随分前から1年生と2年生はかつてのような社会科と理科をやめて生活科という科目を作つたらいぶん時間が経ちました。生活科という学びを子どもたちがするということをどう受けとめたらしいのか、言い換えれば、小学校の最初の2年間で、生活科すなわち子どもが自ら生活している拠点を中心にして、その環境から学ぶということです。

私が知っている限り、生活科という科目は子どもたちが自分の身の回りのことから学んでいくという非常に大事な新しい日本での学びということです。

そのことをどう考えて、自分が住んでいないところの学校に行くということが生活科の学びにとってどういうメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのか、私はもう少しきちんと議論をした方が良いと思います。

先生方から見て、もし住んでいないところの学校に行って、学校自身を含め、学校の周りの環境について学ぶとなつたときに、私はここに住んでないんだけどなどなります。自分の日常生活にあまりなじみのないことの学びをすることが、その子どもにとってどういう意味があるかということが少し疑問です。

小学校1年生、2年生の生活科は、これは中々英語にしにくく、今のところ環境学習みたいな形で訳されています。つまり、自分の周りの環境について学ぶ科目として2年間用意されていて、私は大事にすべきではないかと思います。

もう1つは、4月からスタートする義務教育学校ってそもそも何なんだという議論が、残念ながら少し希薄ではないかと。

義務教育学校は、私の理解では単に小学校と中学校をくつつけましたという学校ではなく、伝統を踏まえつつ、9年間という義務教育の期間で、その地域に生まれ育っている子どもたちを中心にして、地域の皆さんや保護者とが協力して15歳まで、まさに地域をしっかりと支えるような、あるいは地域での学びをしていくような学校だと。新しい考え方の新しい教育論の学校だと私は理解しています。

そういう点で言うと、今までの1小1中や2小2中という議論にプラスして、義務教育学校という新しい教育理念、教育哲学を持った学びをする学校が来年4月からスタートすることを考えれば、改めてこれから義務教育が地域とともに学ぶ学校、あるいは地域で学ぶとか、地域を学ぶ、この3つをいつも言っていますが、そういうことが9年間の中で一貫して、義務教育学校という今までの小学校・中学校とは違う9年間の連続した学びをする学校だと私は理解して、全国でそういう学校のお手伝いをしてきましたし、義務教育学会という学会まで作りました。

豊能町も、今までの議論プラス、新しく義務教育学校という新しい教育理念というか教育目的、教育目標を持った学校にしていくことになりますので、そのところもしっかりと私たち議論をしていかなければなりません。

同時に、これに関わる先生方には、単に小学校と中学校をくつつけましたよという教育課程や学びでは私は困るなと思っています。

もう一度言いますと、地域で学ぶ、あるいは地域を学ぶ、あるいは地域とともに学ぶ観点から、通学区域の在り方についてはもう少し慎重に、様々な角度からさらに深い議論をしていく

べきであって、今日決めるとか、来月決めるとかというのは少し早いのではないかと思います。もう少し全国での実践例を含めて町全体で議論をすべきです。

もう1つは、保護者の意見とよく言われますけれども、当事者は保護者ではなくお子さんなんです。子ども自身にとってどういう学びが良いのか、どこで学ぶのが良いのか、私は少し丁寧に、保護者の意見と同時に、その方のお子さんにとって何がベストな学びの環境なのかを、私は一般的に就学の相談をする時と同じように、教育の専門家である先生方やカウンセラーとあわせて、保護者としっかりと議論していくことを忘れないようにしていきたい。

今の子どもたちには、自分の学びについての意見表明権というのが条約上も認められていて、この子にとってどういう学びが良いのか、関わるすべての大人が様々な角度から議論していくべきであって、この通学区域は距離が近いからとか、小規模校・中規模校のどっちもいいところがあるからという議論だけでは、まだ少し詰めていかないとだめだと思って、先ほどからの説明と議論を聞いて思った次第です。以上です。

【教育長】

委員の皆さんのご意見を聞いていて、やはりこの提言書の趣旨というのは、これまで教育委員会としては小規模校だと人間関係が固着化してしまう。そこに課題があるという話で議論してきましたけれども、この提言書はそういう意味ではないなと私は思ってとらえています。

これは、固着化がどうという訳ではなく、子どもの個性によって大きな集団で学ぶのが良い、小さな集団で学ぶことが良いという、その子どもの個性や特性によって、小規模と中規模の2つの学校を選べる形がいいのではないかと。

自分に合った学校を子どもが選べるというのは、豊能町のメリットというか、特徴になるのではないかという主旨と思います。

不登校の子が一定いる中で、子どもが自分で学びの場を選べ、子どもが判断できれば良いのかと思います。保護者がという話だけれど、1小1中から2小2中になった議論の中で、やはり両方の声があったので、議員の皆さんはそれを聞いておられるのだと思います。

聞き取った意見を大事にして、やはり先ほど言いましたように、より良い町を作るにはというところで今回のご提言はとても大事な視点だと思います。

今、この提言書と議論がかみ合ってないのかなと思いながら話を聞いてまして、提言書に書かれている議会のご意見と少し違う視点で言っておられるのかなと思います。

【委員】

これからまた、継続審議という方向で進めていければと思います。

【教育長】

教育委員会の中では7月に答申をもらって、保護者説明会をして、8月に最終決定をお願いしますということだったのですが、それを9月に延ばして、それをまだ延ばしてという形になる。就学通知を出さなければならないので、それを考えるとそこまで時間はないのですが、ここで決をとらずに、今いただいたご意見もありますので、しっかりとまた議論していただくのが良いかと思っていますがいかがでしょうか。

それでは、第12号議案につきましては、継続審議ということで委員の皆さまよろしいでしょうか。それではそうさせていただきます。

続きまして、第4号承認「専決処分の報告の件」です。事務局より説明をお願いします。

【義務教育課長】

第4号承認「専決処分の報告の件」につきまして、説明させていただきます。令和7年度学校医（内科）の委嘱の件につきまして、豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、別記、専決第3号の通り専決処分としたため、当規則第4条の規定により報告をするものです。

提案理由は、豊能町立光風台小学校医（内科）の解職により、令和7年9月1日付で新たに西浦美智代氏に委嘱することについて、令和7年8月29日に専決したので報告するものです。

専決処分を行った内容につきましては、2枚目、3枚目をご覧ください。光風台小学校の学校

医として、令和7年4月から委嘱していました坂本賢哉氏から、令和7年8月31日付で退任の申し出がありました。児童生徒の保健指導や緊急時の対応等に支障をきたすことが懸念されるため、急遽対応をし、西浦医院の西浦美智代氏に依頼しましたところ、ご承諾いただくことができました。西浦美智代氏におかれましては、今年度、吉川小学校と東ときわ台小学校の学校医をしていただいております。

光風台小学校の学校医の変更につきまして、学校医の職務に空白期間が生じることを避ける必要があり、専決処分とさせていただきました。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑を求めます。

【委員】

全国的にやはり若手の医師を中心に学校医になりたがらない傾向があります。レアなケースですが、健診の中での責任の所在が原因で学校医が辞任した事例があります。

いま豊能町の中では学校医と教育委員会の関係は非常に良好なのですが、全国的にはやはりそういう流れもありますので、今後も学校医の方と教育委員会の方と密に連絡を取り合ってやっていきたいと思います。よろしくお願ひします。

【教育長】

学校安全保健法に規定されて、学校医の責任みたいなことをすごく大きく書いてあり、現状として中々学校での健診業務がうまくいかないところがあるそうです。教育委員会として色々な配慮をしながら、学校医の先生が本当に子どもたちの様子をしっかりと診られるようにやっていかなければと思います。

ただいまの説明に対する質疑を終結させていただいてよろしいでしょうか。

では、ただいまより採決を行います。第4号承認「専決処分の報告の件」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって第4号承認は可決されました。

次に、第5号承認「専決処分の報告の件」です。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

私からは、第5号承認「専決処分の報告の件」につきましてご説明いたします。「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定についての諮問」について、豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、別記、専決第4号の通り専決処分としたため、同規則第4条の規定により報告するものです。

提案理由は、豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定について、当該選定委員会に諮問するにあたり選定委員会の第1回開催日が令和7年9月15日であったため、これを専決処分し報告するものです。

専決処分を行った内容については、2枚目、資料の裏面をご覧ください。

豊能町教育長から豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会委員長に対して、令和7年9月15日付で諮問を行っております。その内容は豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会規則第2条に基づき、豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定について諮問するものです。

また、諮問の理由としましては、吉川保育所とひかり幼稚園を再編統合して、民間法人が設置主体となる公私連携幼保連携型認定こども園を設置するにあたり、設置及び運営法人の選定について、委員会からの意見を求めるものとしています。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひします。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑を求めます。いかがでしょうか。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第5号承認「専決処分の報告の件」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって第5号承認は可決されました。次に、前回会議以降の各課の報告に移ります。順次事務局よりお願いします。

【教育総務課長】

・令和7年度ブロック別研修会について

【生涯学習課長】

・イベント関係について

【教育長】

よろしいですか。それでは本日の議事はすべて終了ということになります。次に10月の教育委員会会議の日程ですが、10月15日（水）午後2時から予定しております。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和7年度第6回豊能町教育委員会会議9月定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後3時5分